

(表 面)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">(職)氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 (都道府県、市又は特別区) 印</p> <p style="text-align: center;">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第三十五条又は第六十五条の五の規定による当該職員証</p>	<p style="text-align: center;">写 真 ち ょ う 付 面</p>
---	--

(A列6番)

(裏 面)

(抄)

第三十五条 都道府県知事は、第二十六条の三から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に「**感染症**」**二**類感染症、**三**類感染症、**四**類感染症若しくは**新型コロナウイルス**等感染症の患者がいる場所若しくは**いた場所**、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくは**あった場所**、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくは**あった場所**、当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは**汚染された場所**に立ち入り、**一**類感染症、**二**類感染症、**三**類感染症、**四**類感染症若しくは**新型コロナウイルス**等感染症の患者、**疑似症**患者若しくは**無症**病原体保有者若しくは**当該感染症**を人に感染させるおそれがある動物若しくは**その死体の所有者若しくは管理者**その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前二項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させるため必要があると認めるときは、「**この場合において、第一項中、三類感染症、四類感染症若しくは**」とあるのは、「**若しくは**」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、市町村長が第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項又は第三十一条第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合について準用する。

6 第二項の証明書に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(**新感染症に係る消毒その他の措置**)

第五十条 都道府県知事は、**新感染症**の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該**新感染症**を**一類**感染症とみなして、**第二十六**条の三第一項及び第三項、**第二十六**条の四第一項及び第三項、**第二十七**条から**第三十三**条まで並びに**第三十五**条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

2 3 (略)

4 第三十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

5 6 (略)

7 厚生労働大臣は、**新感染症**の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該**新感染症**を**一類**感染症とみなして、**第二十六**条の三第二項及び第四項、**第二十六**条の四第二項及び第四項並びに**第三十五**条第四項において準用する同条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

8 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

9 (略)

10 市町村長は、**新感染症**の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該**新感染症**を**一類**感染症とみなして、**第三十五**条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。

11 第三十五条第五項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

12 13 (略)

(注意)

一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。

二 当該職員でなくなったときは、厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に返還すること。